

標津町

と住宅金融支援機構が連携

2021年4月版

www.flat35.com



【フラット35】地域連携型

『標津町定住住宅取得支援事業』を利用する場合、
全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】の金利から

当初5年間 年▲0.25%

【フラット35】Sとの併用で、

当初5年間 年▲0.5%

(金利Aプランの場合、さらに
6年目から10年目まで▲0.25%)

【フラット35】地域連携型とは、子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

補助制度に関するお問い合わせ



標津町

建設水道課

0153-82-2131

開庁時間 8:30~17:15
(土・日、祝日、年末年始を除く)



標津町 補助金

検索



【フラット35】に関するお問い合わせ



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

北海道支店 地域連携グループ

011-261-8306

営業時間 9:00~17:00
(土・日、祝日、年末年始を除く)



フラット35 地域連携

検索

『標津町定住住宅取得支援事業』の概要

住宅新築補助金助成事業

■住宅を新築される方（80㎡以上の住宅を新築される方）
建設工事費（消費税含む）の10%相当額かつ200万円まで、新規移住者は50万円、町内業者施工は50万円を上乗せします。

最大支援額300万円（支援金は10万円単位）

中古住宅取得補助金助成事業

■中古住宅を購入される方
（昭和56年以降に建設された中古住宅を購入される方）
固定資産税評価額の2倍の10%相当額かつ50万円まで、新規移住者には50万円を上乗せします。

最大支援額100万円（支援金は1万円単位）

住宅リフォーム補助金助成事業※

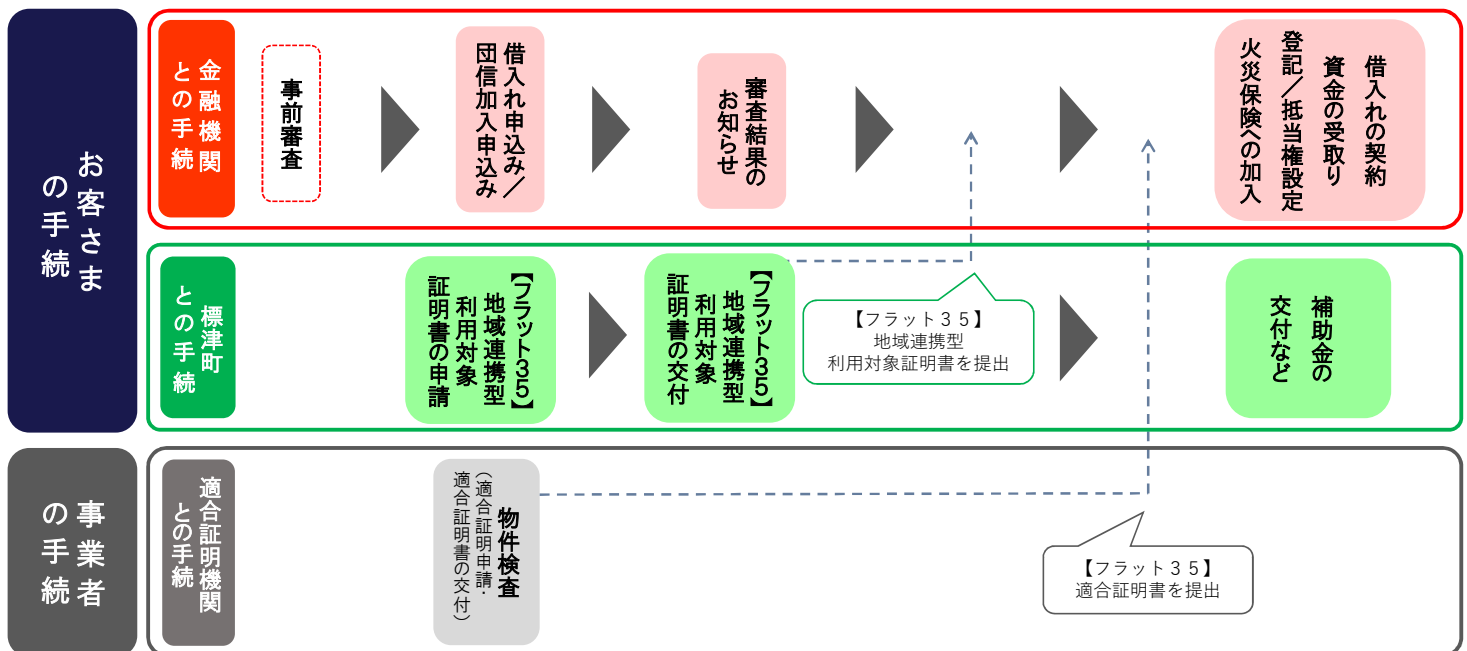
■自らが所有・居住する住宅を町内事業者で、省エネ性能向上等のリフォーム工事をされる方
リフォームに要した費用の20%相当額で50万円が上限となります。また、支援額の20%は標津町商工会の商品券で支給します。

最大支援額 現金40万円
商品券10万円

※住宅リフォーム補助金助成事業の場合、中古住宅を購入し、リフォーム工事を行い補助を受けるときに、【フラット35】地域連携型をご利用いただけます。助成事業の詳細は標津町ホームページをご覧ください。

【フラット35】地域連携型の利用手続の流れ

【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。



《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。●取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●【フラット35】地域連携型および【フラット35】Sは、借換融資および第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金には利用できません。●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型及び【フラット35】Sには、予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●また、地方公共団体の補助金の交付が終了した場合も受付を終了します。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。●【フラット35】についての詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●説明書（パンフレットなど）は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。